参考資料

令和８年第５回市議会（定例会）

議案（条例関係）　新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴　その 1）

堺　　市

目　　次

頁

（付議案件綴及び同説明資料綴　その1）

議案第　118　号　　堺市印鑑条例の一部を改正する条例 …… 1

議案第　119　号　　堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例 …… 5

議案第　120　号　　堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 …… 9

議案第　121　号　　堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 …… 13

議案第　122　号　　堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例 …… 15

議案第　123　号　　堺市公園条例の一部を改正する条例 …… 27

議案第　124　号　　堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 …… 33

議案第　125　号　　堺市火災予防条例の一部を改正する条例 …… 83

議案第　126　号　　堺市消防手数料条例の一部を改正する条例 …… 87

議案第　127　号　　堺市下水道条例の一部を改正する条例 …… 89

議案第　128　号　　堺市立学校設置条例の一部を改正する条例 …… 91

＜議案第１１８号　堺市印鑑条例の一部を改正する条例＞

堺市印鑑条例（昭和６２年条例第２０号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（印鑑登録証明書の交付申請） 第１３条　印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明交付申請書により、市長に申請しなければならない。	（印鑑登録証明書の交付申請） 第１３条　印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明交付申請書により、市長に申請しなければならない。
（追加）	２　前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」という。）を交付されている印鑑登録者は、個人番号カード等の提示をもって前項の規定による印鑑登録証の提示に代えることができる。
（追加）	３　第１項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、堺市情報通信技術を活用した行政

	の推進等に関する条例（平成１９年条例第４０号）第３条第１項の規則で定める電子情報処理組織に、当該署名用電子証明書に係る暗証番号の入力その他の認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
（交付申請の不受理） 第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理してはならない。 (1) 印鑑登録証の提示がないとき。 (2)・(3)　（略） （端末機による印鑑登録証明書の交付） 第１４条の２　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通	（交付申請の不受理） 第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理してはならない。 (1) 前条第１項又は第２項の場合において印鑑登録証又は個人番号カード等の提示がないとき。 (2)・(3)　（略） （端末機による印鑑登録証明書の交付） 第１４条の２　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード等（公的個人認証法第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、これらの利用者証明用電子証明書に係る暗証番号の入力その他の認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、これらの利用者証明用電子証明書に係る暗証番号の入力その他の認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。	

＜議案第１１９号　堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例＞

堺市環境影響評価条例（平成１８年条例第７８号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（配慮計画審査書の作成等） 第１１条　市長は、第８条第２項の規定により配慮計画書等の提出があったときは、規則で定める期間内に、配慮計画書等について次に掲げる意見を勘案して、環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「配慮計画審査書」という。）を作成し、これを事業者に送付するものとする。 (1)　（略） (2) 第１０条の２第１項の規定により提出された意見 ２・３　（略） （配慮計画書の作成等の手続の再実施） 第１１条の２　配慮計画書を提出した事業者は、第１２条第２項の規定による環境影響評価実施計画書の提出又は第１５条第２項の規定による環境影響評価方法書の提出までの間において、第８条の規定の例により市長に配慮計画書を再度提出することができる。この場合において、第９条から前条までの規定は、当該配慮計画書について準用する。 （事後調査の実施等） 第４１条　１・２　（略） ３　事業者又は前項の規定により事後調査を行う者（以下これらを「事業	（配慮計画審査書の作成等） 第１１条　市長は、第８条第２項の規定により配慮計画書等の提出があったときは、規則で定める期間内に、配慮計画書等について次に掲げる意見を勘案して、環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「配慮計画審査書」という。）を作成し、これを事業者に送付するものとする。 (1)　（略） (2) 前条第１項の規定により提出された意見 ２・３　（略） （配慮計画書の作成等の手続の再実施） 第１１条の２　配慮計画書を提出した事業者は、次条第２項の規定による環境影響評価実施計画書の提出又は第１５条第２項の規定による環境影響評価方法書の提出までの間において、第８条の規定の例により市長に配慮計画書を再度提出することができる。この場合において、第９条から前条までの規定は、当該配慮計画書について準用する。 （事後調査の実施等） 第４１条　１・２　（略） ３　事業者又は前項の規定により事後調査を行う者（以下これらを「事業

者等」という。）は、前項の事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、その結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。 ４・５　（略） （事後調査報告書についての意見書の提出等） 第４３条　事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、市長において必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第４１条第３項の規定による公告の日から起算して１月間以内に、意見書を市長に提出することができる。 ２・３　（略） （法対象事業に係る手続の準用） 第４８条の２　第３章第１節の規定は、法第２条第３項に規定する第２種事業（当該事業の実施が想定される区域が本市の区域に限られるものに限り、法第３条の１０第１項の規定による通知が行われたものを除く。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	者等」という。）は、前２項の事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、その結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。 ４・５　（略） （事後調査報告書についての意見書の提出等） 第４３条　事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、市長において必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第４１条第４項の規定による公告の日から起算して１月間以内に、意見書を市長に提出することができる。 ２・３　（略） （法対象事業に係る手続の準用） 第４８条の２　第３章第１節の規定は、法第２条第３項に規定する第２種事業（当該事業の実施が想定される区域が本市の区域に限られるものに限り、法第３条の１０第１項の規定による通知が行われたものを除く。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第１１条の２	第１２条第２項の規定による環境影響評価実施計画書の提出又は第	法第４条第１項の規定による届出若しくは書面の作成又は法第４条第６項の規定による通知若しくは

（略）		
第１１条の２	次条第２項の規定による環境影響評価実施計画書の提出又は第１５	法第４条第１項の規定による届出若しくは書面の作成又は同条第６項の規定による通知若しくは書面

	１５条第２項の規定による環境影響評価方法書を提出するまでの間	書面の作成を行うまでの間

（適用除外）

第６４条　この条例の規定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８７条の規定による災害復旧の事業及び同法第８８条第２項に規定する事業、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８４条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画において定められる事業及び同項に規定する事業並びに被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業については、適用しない。

	条第２項の規定による環境影響評価方法書を提出するまでの間	の作成を行うまでの間

（適用除外）

第６４条　この条例の規定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８７条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業及び同法第８８条第２項に規定する事業、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８４条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画において定められる事業及び同項に規定する事業並びに被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業については、適用しない。

＜議案第１２０号　堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成５年条例第５号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類） 第２７条　法第９条の３第２項の規定による同条第１項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げるものとする。 (1)　（略） (2) 政令第５条第２項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第９条の３の２第１項の同意に係る一般廃棄物処理施設に該当するものを除く。）	（縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類） 第２７条　法第９条の３第２項（同条第９項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げるものとする。 (1)　（略） (2) 政令第５条第２項に規定する一般廃棄物の最終処分場
（生活環境影響調査書等の縦覧） 第２８条　市長は、法第９条の３第２項の規定により生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定める事項を告示するものとする。 ２　市長は、前項の規定による告示で定める場所において、当該告示の日から１月間（法第９条の３の２第１項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合については、１月間の範囲内で、非常災	（生活環境影響調査書等の縦覧） 第２８条　市長は、法第９条の３第２項（同条第９項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定める事項を告示するものとする。 ２　市長は、前項の規定による告示で定める場所において、当該告示の日から１月間、生活環境影響調査書その他必要と認める書類を公衆の縦覧に供するものとする。

害の状況を勘案して市長が定める期間）、生活環境影響調査書その他必要と認める書類を公衆の縦覧に供するものとする。	
（準用）	（非常災害に係る一般廃棄物処理施設への適用等）
第３０条　前３条の規定は、法第９条の３第８項の規定による届出をしようとする場合において同条第９項の規定により読み替えて準用する同条第２項の規定による縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。	第３０条　前３条（第２７条第２号を除く。）の規定は、法第９条の３の２第２項の規定により適用する法第９条の３第２項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与について適用する。この場合において、第２７条及び第２８条第１項中「第９条の３第２項（同条第９項」とあるのは「第９条の３の２第２項の規定により適用する法第９条の３第２項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する法第９条の３第９項」と、第２７条中「同条第１項」とあるのは「法第９条の３第１項」と、第２８条第２項中「１月間」とあるのは「１月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」とする。
２　前３条（第２７条第２号を除く。）の規定は、法第９条の３の３第２項の規定及び同条第３項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する同条第２項の規定による公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。この場合において、第２８条第２項中「１月間（法第９条の３の２第１項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合については、１月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）」とあ	２　前３条（第２７条第２号を除く。）の規定は、法第９条の３の３第３項（同条第４項又は第５項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。この場合において、第２７条及び第２８条第１項中「第９条の３第２項（同条第９項」とあるのは「第９条の３の３第３項（同条第４項又は第５項において読み替えて準用する法第９条の３第９項」と、第２７

るのは、「１月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と読み替えるものとする。	条中「同条第１項」とあるのは「法第９条の３の３第１項又は第２項」と、第２８条第２項中「１月間」とあるのは「１月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と読み替えるものとする。

＜議案第１２１号　堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成２５年条例第４号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>別表（第２条、第３条、第４条関係）
１　市長の附属機関
<table>
<tr><th>附属機関</th><th>担任事務</th><th>委員の定数</th><th>委員の任期</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（追加）</td></tr>
<tr><td>堺市中小企業者等支援事業審査会</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>堺市景観賞選</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条、第３条、第４条関係）
１　市長の附属機関
<table>
<tr><th>附属機関</th><th>担任事務</th><th>委員の定数</th><th>委員の任期</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>堺市栄橋町二丁市有地活用事業者選定委員会</td><td>栄橋町二丁市有地の活用に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務</td><td>５人以内</td><td>委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで</td></tr>
<tr><td>堺市中小企業者等支援事業審査会</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>堺市景観賞選</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

考委員会	
（追加）	
堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会	（略）
（略）	

２・３（略）

考委員会			
堺市元湊小学校跡地活用事業者選定委員会	元湊小学校跡地の活用に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	５人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
堺市中百舌鳥駅前北側広場活用等事業者選定委員会	（略）		
（略）			

２・３（略）

＜議案第１２２号　堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例＞

堺市道路占用料条例（昭和２８年条例第９号）新旧対照表（第１条関係）

現行

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	１，６００円
	第２種電柱		２，４００円
	第３種電柱		３，２００円
	第１種電話柱		１，４００円
	第２種電話柱		２，２００円
	第３種電話柱		３，１００円
	その他柱類		１４０円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	１４円
	地下に設ける電線その他の線類		８円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	１，４００円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	８３０円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	２，８００円

改正後（案）

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	１，８００円
	第２種電柱		２，８００円
	第３種電柱		３，８００円
	第１種電話柱		１，６００円
	第２種電話柱		２，６００円
	第３種電話柱		３，６００円
	その他柱類		１６０円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	１６円
	地下に設ける電線その他の線類		１０円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	１，６００円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	９７０円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	３，２００円

	郵便差出箱及び信書便差出箱		１，２００円		郵便差出箱及び信書便差出箱		１，４００円
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	３，９００円		広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	４，２００円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	２，８００円		その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	３，２００円
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	５８円	法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	６８円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		８３円		外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		９７円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		１３０円		外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		１５０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		１７０円		外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		１９０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		２５０円		外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		２９０円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		３３０円		外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		３９０円
	外径が０．４メートル以上		５８０円		外径が０．４メートル以上		６８０円

	０．７メートル未満のもの			
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			８３０円
	外径が１メートル以上のもの			１，７００円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	８３０円
法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	２，８００円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Aに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Aに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Aに０．００７を乗じて得た額
	上空に設ける通路			１，９００円
	地下に設ける通路			１，２００円
	その他のもの			２，８００円
法第３２条第１項第６号に掲げる施	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	３９円
	その他のもの		占用面積１平方メ	３９０円

	０．７メートル未満のもの			
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			９７０円
	外径が１メートル以上のもの			１，９００円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	９７０円
法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	３，２００円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Aに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Aに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Aに０．００８を乗じて得た額
	上空に設ける通路			２，１００円
	地下に設ける通路			１，３００円
	その他のもの			３，２００円
法第３２条第１項第６号に掲げる施	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	４２円
	その他のもの		占用面積１平方メ	４２０円

設			ートルにつき１月	
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	３９０円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	３，９００円
	標識		１本につき１年	２，２００円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	３９円
		その他のもの	１本につき１月	３９０円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	３９円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	３９０円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	３，９００円
		その他のもの		１，９００円
令第７条第２号に掲げる発電設備			占用面積１平方メ	２，８００円

設			ートルにつき１月	
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	４２０円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	４，２００円
	標識		１本につき１年	２，６００円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	４２円
		その他のもの	１本につき１月	４２０円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	４２円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	４２０円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	４，２００円
		その他のもの		２，１００円
令第７条第２号に掲げる発電設備			占用面積１平方メ	３，２００円

令第７条第３号に掲げる施設			ートルにつき１年	Aに０．０３１を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	３９０円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				２８０円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Aに０．００８を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに０．０１７を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Aに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Aに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Aに０．００７を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．０２５を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施	建築物			Aに０．０１を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．００７

令第７条第３号に掲げる施設			ートルにつき１年	Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	４２０円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				３２０円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Aに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに０．０１８を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Aに０．００４を乗じて得た額
		階数が２のもの		Aに０．００６を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Aに０．００８を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施	建築物			Aに０．０１３を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．００９

設		を乗じて得た額
令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに０．００７を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Ａに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに０．０３１を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具		Ａに０．０２５を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Ａに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Ａに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに０．０３１

設		を乗じて得た額
令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに０．００９を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Ａに０．０１３を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具		Ａに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Ａに０．０１３を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Ａに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに０．０３４

			を乗じて得た額
令第７条第１４号に掲げる施設			Ａに０．０３１を乗じて得た額
備考　（略）			

			を乗じて得た額
令第７条第１４号及び第１５号に掲げる施設			Ａに０．０３４を乗じて得た額
備考　（略）			

堺市準用河川占用料条例（平成１２年条例第２５号）新旧対照表（第２条関係）

現行

別表（第２条関係）

種別	占用の目的		単位	占用料（年額）
（略）				
第３種	電柱、信号標その他これらに類するものによる土地の占用		１本	２，４００円
第４種	上水管、電らん、ガス管その他これらに類するものによる土地の占用	外径１０センチメートル未満のもの	１メートル	８３円
		外径１０センチメートル以上１５センチメートル未満のもの	〃	１３０円
		外径１５センチメートル以上２０センチメートル未満のもの	〃	１７０円
		外径２０センチメートル以上４０センチメートル未満のもの	〃	３３０円
		外径４０センチメートル以上１００センチメートル未満のもの	〃	８３０円

改正後（案）

別表（第２条関係）

種別	占用の目的		単位	占用料（年額）
（略）				
第３種	電柱、信号標その他これらに類するものによる土地の占用		１本	２，８００円
第４種	上水管、電らん、ガス管その他これらに類するものによる土地の占用	外径１０センチメートル未満のもの	１メートル	９７円
		外径１０センチメートル以上１５センチメートル未満のもの	〃	１５０円
		外径１５センチメートル以上２０センチメートル未満のもの	〃	１９０円
		外径２０センチメートル以上４０センチメートル未満のもの	〃	３９０円
		外径４０センチメートル以上１００センチメートル未満のもの	〃	９７０円

		外径１００センチメートル以上のもの	〃	１，７００円
		その他のもの	１　平　方メートル	８３０円
（略）				

備考　（略）

		外径１００センチメートル以上のもの	〃	１，９００円
		その他のもの	１　平　方メートル	９７０円
（略）				

備考　（略）

堺市法定外公共物管理条例（平成１６年条例第５１号）新旧対照表（第３条関係）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>（使用料）
第６条　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。
２　（略）

（追加）

（使用料の徴収方法）
第７条　使用料は、使用の開始の前に、これを徴収する。ただし、当該許可の期間が１年を超えるものに係る次年度以降の使用料については、それぞれの年度分を当該年度の５月３１日までに徴収する。
２　前項の規定にかかわらず、既存の使用物件に係る使用を更新した場合における更新後の初年度分の使用料については、当該年度の５月３１日までに徴収する。
別表（第６条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></table></td><td>（使用料）
第６条　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の開始の前に、別表に定める使用料を市に納付しなければならない。
２　（略）
３　使用者は、使用許可の期間が１年を超えるものに係る次年度以降の使用料については、それぞれの年度分を当該年度の５月３１日までに納付しなければならない。
４　第１項及び前項の規定にかかわらず、使用者は、既存の使用物件に係る使用を更新した場合における更新後の初年度分の使用料の納付については、当該年度の５月３１日までに行わなければならない。

第７条　削除

別表（第６条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></table></td></tr>
</table>

電柱及び電話柱		１本につき１年	２，４００円
その他の柱類			１４０円
共架電線その他の線類		長さ１メートルにつき１年	１４円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個につき１年	２，８００円
郵便差出箱及び信書便差出箱			１，２００円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が０．１メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	８３円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		１３０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		１７０円
	外径が０．２メートル以上０．４メートル未満のもの		３３０円
	外径が０．４メートル以上１メートル未満のもの		８３０円
	外径が１メートル以上のもの		１，７００円
	その他のもの	使用面積１平	８３０円

電柱及び電話柱		１本につき１年	２，８００円
その他の柱類			１６０円
共架電線その他の線類		長さ１メートルにつき１年	１６円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個につき１年	３，２００円
郵便差出箱及び信書便差出箱			１，４００円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が０．１メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	９７円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		１５０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		１９０円
	外径が０．２メートル以上０．４メートル未満のもの		３９０円
	外径が０．４メートル以上１メートル未満のもの		９７０円
	外径が１メートル以上のもの		１，９００円
	その他のもの	使用面積１平	９７０円

		方メートルにつき１年	
工事用板囲、足場その他の工事用施設		使用面積１平方メートルにつき１月	３９０円
橋梁、桟橋、上屋その他これらに類する工作物		使用面積１平方メートルにつき１年	３６０円
その他のもの			２，８００円

備考　（略）

		方メートルにつき１年	
工事用板囲、足場その他の工事用施設		使用面積１平方メートルにつき１月	４２０円
橋梁、桟橋、上屋その他これらに類する工作物		使用面積１平方メートルにつき１年	３６０円
その他のもの			３，２００円

備考　（略）

＜議案第１２３号　堺市公園条例の一部を改正する条例＞

堺市公園条例（昭和３５年条例第１８号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>（野外劇場及び野外音楽堂）
第４条の１０　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
(1) 出入口は、第４条の８第１項第１号の基準に適合するものであること。
(2)～(4)　（略）
２・３　（略）
別表第１（第１２条関係）
<table><tr><th colspan="2">種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">公園施設を設ける場合</td><td>土地を使用する場合</td><td>使用面積１平方メートルにつき１年</td><td>１，０００円</td></tr><tr><td>水面を使用する場合</td><td>使用面積１平方メートルにつき１年</td><td>１９０円</td></tr><tr><td rowspan="2">公園施設を管理する場合</td><td>売店、レストラン等</td><td>使用面積１平方メートルにつき１年</td><td>１，７００円</td></tr><tr><td>駐車場等</td><td>使用面積１平方メートルにつき１年</td><td>１，３００円</td></tr></table></td><td>（野外劇場及び野外音楽堂）
第４条の１０　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
(1) 出入口は、第４条の８第１号の基準に適合するものであること。
(2)～(4)　（略）
２・３　（略）
別表第１（第１２条関係）
<table><tr><th colspan="2">種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">公園施設を設ける場合</td><td>土地を使用する場合</td><td>使用面積１平方メートルにつき１年</td><td>１，１００円</td></tr><tr><td>水面を使用する場合</td><td>使用面積１平方メートルにつき１年</td><td>２２０円</td></tr><tr><td rowspan="2">公園施設を管理する場合</td><td>売店、レストラン等</td><td>使用面積１平方メートルにつき１年</td><td>１，９００円</td></tr><tr><td>駐車場等</td><td>使用面積１平方メートルにつき１年</td><td>１，５００円</td></tr></table></td></tr>
</table>

別表第２（第１２条、第３１条関係）

種別				単位	金額
占用料	法第７条第１項第１号に掲げるもの	電柱、電話柱及び支線柱	第１種電柱	１本につき１年	１，６００円
			第２種電柱		２，４００円
			第３種電柱		３，２００円
			第１種電話柱		１，４００円
			第２種電話柱		２，２００円
			第３種電話柱		３，１００円
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年	１４円
		変圧塔その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき１年	２，８００円
				１個につき１年	２，８００円
	法第７条第１項第２号に掲げるもの	管路	外径０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	５８円
			外径０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		８３円
			外径０．１メートル以上		１３０円

別表第２（第１２条、第３１条関係）

種別				単位	金額
占用料	法第７条第１項第１号に掲げるもの	電柱、電話柱及び支線柱	第１種電柱	１本につき１年	１，８００円
			第２種電柱		２，８００円
			第３種電柱		３，８００円
			第１種電話柱		１，６００円
			第２種電話柱		２，６００円
			第３種電話柱		３，６００円
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年	１６円
		変圧塔その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき１年	３，２００円
				１個につき１年	３，２００円
	法第７条第１項第２号に掲げるもの	管路	外径０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	６８円
			外径０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		９７円
			外径０．１メートル以上		１５０円

		０．１５メートル未満のもの			
		外径０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		１７０円	
		外径０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		２５０円	
		外径０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		３３０円	
		外径０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		５８０円	
		外径０．７メートル以上１．０メートル未満のもの		８３０円	
		外径１．０メートル以上のもの		１，７００円	
		その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	１，７００円	
	法第７条第１項第３号に掲げるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	１，２００円	

		０．１５メートル未満のもの			
		外径０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		１９０円	
		外径０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		２９０円	
		外径０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		３９０円	
		外径０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		６８０円	
		外径０．７メートル以上１．０メートル未満のもの		９７０円	
		外径１．０メートル以上のもの		１，９００円	
		その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	２，０００円	
	法第７条第１項第３号に掲げるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	１，３００円	

法第７条第１項第４号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書差出箱	１個につき１年	１，２００円
	公衆電話所		２，８００円
法第７条第２項に掲げるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	２，５００円
令第１２条第１項第１号に掲げるもの			１，２００円
令第１２条第１項第２号に掲げるもの			１，６００円
令第１２条第２項第１号に掲げるもの		１本につき１年	２，２００円
令第１２条第２項第１号の２及び第１号の３に掲げるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	２，８００円
令第１２条第２項第２号、第２号の２及び第２号の３に掲げるもの			２，８００円
令第１２条第２項第３号及び第４号に掲げるもの			１，９００円
令第１２条第２項第５号及び第６号に掲げるもの			２，８００円
令第１２条第２項第７号及び第８号に掲げるもの		占用面積１平方メートルにつき１月	６３０円

法第７条第１項第４号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱	１個につき１年	１，４００円
	公衆電話所		３，２００円
法第７条第２項に掲げるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	２，７００円
令第１２条第１項第１号に掲げるもの			１，３００円
令第１２条第１項第２号に掲げるもの			１，８００円
令第１２条第２項第１号に掲げるもの		１本につき１年	２，６００円
令第１２条第２項第１号の２及び第１号の３に掲げるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	３，２００円
令第１２条第２項第２号、第２号の２及び第２号の３に掲げるもの			３，２００円
令第１２条第２項第３号及び第４号に掲げるもの			２，１００円
令第１２条第２項第５号及び第６号に掲げるもの			３，２００円
令第１２条第２項第７号及び第８号に掲げるもの		占用面積１平方メートルにつき１月	７２０円

	その他の占用		１３０円
使用料	露天営業その他これに類する目的でする使用	使用面積１平方メートルにつき１日	１００円
	広告宣伝又は放送の目的でする使用		４１０円
	業として撮影の目的でする使用	１回（２時間以内）につき	７，８００円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的でする使用	使用面積１０平方メートルにつき１日	２３円
	その他の使用		２３円

備考　（略）

別表第３（第１４条の３関係）

公園名	有料施設
（略）	
原山公園	（略）

別表第４（第１８条、第３１条関係）

１～８　（略）

９　その他の有料施設の使用料

区分		使用料
（略）		
原山公園	（略）	

	その他の占用		１５０円
使用料	露天営業その他これに類する目的でする使用	使用面積１平方メートルにつき１日	１１０円
	広告宣伝又は放送の目的でする使用		４７０円
	業として撮影の目的でする使用	１回（２時間以内）につき	８，９００円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的でする使用	使用面積１０平方メートルにつき１日	２６円
	その他の使用		２６円

備考　（略）

別表第３（第１４条の３関係）

公園名	有料施設
（略）	
原山公園	（略）
水賀池公園	駐車場

別表第４（第１８条、第３１条関係）

１～８　（略）

９　その他の有料施設の使用料

区分		使用料
（略）		
原山公園	（略）	
水賀池公	駐車場	１台１時間　４００円

（追加）	
その他の使用	（略）

備考　（略）

園		
その他の使用		（略）

備考　（略）

＜議案第１２４号　堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例＞

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成２０年条例第３４号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　損害補償（第４条―第３０条） 第３章　雑則（第３１条―第３４条） 附則	（削る）
第１章　総則	（削る）
（目的） 第１条　この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２４条第１項の規定による非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）及び堺市消防局災害活動支援隊条例（平成２６年条例第６０号）第３条第１項に規定する支援隊長等（以下単に「支援隊長等」という。）に係る損害補償並びに消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３６条の３の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２４条第１項の規定による非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）及び堺市消防局災害活動支援隊条例（平成２６年条例第６０号）第３条第１項に規定する支援隊長等（以下単に「支援隊長等」という。）に係る損害補償並びに消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３６条の３の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和２４年法律第１９３号）第２４条の規定による水防に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。
（損害補償を受ける権利） 第２条　消防団員若しくは支援隊長等が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務による負傷若しくは疾病により死亡	（損害補償を受ける権利） 第２条　消防団員若しくは支援隊長等が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務による負傷若しくは疾病により死亡

し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第２５条第１項若しくは第２項若しくは第２９条第５項（これらの規定を同法第３６条第８項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）若しくは同法第３５条の１０第１項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）が消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第２５条第１項若しくは第２項若しくは第２９条第５項（これらの規定を同法第３６条第８項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第３５条の１０第１項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）若しくは水防法第２４条の規定による水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。
第２章　損害補償	（削る）
（損害補償の種類）	（損害補償の種類等）
第４条　損害補償の種類は、次のとおりとする。	第４条　消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「消防作業従事者等」という。）に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号。以下「政令」という。）の規定の例による。
(1) 療養補償	

(2) 休業補償 (3) 傷病補償年金 (4) 障害補償 ア 障害補償年金 イ 障害補償一時金 (5) 介護補償 (6) 遺族補償 ア 遺族補償年金 イ 遺族補償一時金 (7) 葬祭補償	
	2　支援隊長等に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関し必要な事項については、消防作業従事者等に係る損害補償の例による。 3　前項の規定にかかわらず、支援隊長等が政令第１１条の２に規定する公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償に係る額の加算については、消防団員に係る損害補償の例による。
（補償基礎額） 第５条　損害補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	（削る）

(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において、当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 支援隊長等又は消防作業従事者若しくは救急業務協力者（以下「消防作業従事者等」という。）が公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、１０，０００円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、１５，０００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

３　次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については１人につき４３３円を、第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とす

る。 (1) ２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子 (2) ２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫 (3) ６０歳以上の父母及び祖父母 (4) ２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 ４　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。		
（療養補償） 第６条　消防団員等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。	（削る）	
（療養及び療養費の支給） 第７条　前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給	（削る）	

(3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送 ２　前項第１号から第５号までに掲げる療養（同項第４号又は第５号に掲げる療養にあっては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。）は、市長が指定する医療機関又は薬局において、行うものとする。 ３　前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると市長が認めたとき、消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において、緊急その他やむを得ない事情があると市長が認めたとき、又は消防団員等が第１項第４号から第６号までに掲げる療養（同項第４号又は第５号に掲げる療養にあっては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において、市長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該消防団員等に支払うものとする。 （休業補償） 第８条　消防団員等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入	（削る）	

を得ることができない期間につき、補償基礎額の１００分の６０に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。 (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合 (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合 （傷病補償年金） 第９条　消防団員等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後１年６か月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。 (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。 (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第２項に規定する第１級から第３級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第１級、第２級又は第３級の傷病等級に該当すること。 ２　傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第２号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、１年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。 (1) 第１級　３１３倍	（削る）	

(2) 第２級　２７７倍 (3) 第３級　２４５倍 ３　傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。 ４　傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。 （障害補償） 第１０条　消防団員等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存するときは、障害補償として、同項に規定する第１級から第７級までの障害等級に該当する障害がある場合にあっては、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第８級から第１４級までの障害等級に該当する障害がある場合にあっては、障害補償一時金を支給する。 ２　障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第１級から第１４級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。 ３　障害補償年金の額は、１年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。 (1) 第１級　３１３倍	（削る）	

(2) 第２級　２７７倍

(3) 第３級　２４５倍

(4) 第４級　２１３倍

(5) 第５級　１８４倍

(6) 第６級　１５６倍

(7) 第７級　１３１倍

４　障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

(1) 第８級　５０３倍

(2) 第９級　３９１倍

(3) 第１０級　３０２倍

(4) 第１１級　２２３倍

(5) 第１２級　１５６倍

(6) 第１３級　１０１倍

(7) 第１４級　５６倍

５　障害等級に該当する程度の障害が２以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

６　次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち消防団員等に最も有利なものによる。

(1) 第１３級以上に該当する障害が２以上ある場合には、前項の規定による障害等級の１級上位の障害等級

(2) 第８級以上に該当する障害が２以上ある場合には、前項の規定による障害等級の２級上位の障害等級

(3) 第５級以上に該当する障害が２以上ある場合には、前項の規定による障害等級の３級上位の障害等級

７　前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第７級以上になる場合は、この限りでない。

８　既に障害のある消防団員等が公務又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第２２条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。

(1) その者の加重前の障害等級が第７級以上である場合　その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償年金の額

(2) その者の加重前の障害等級が第８級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第７級以上である場合　その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額を２５で除して得た金額

(3) その者の加重後の障害等級が第８級以下である場合　その者の加

重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額 ９　障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。 （介護補償） 第１１条　傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 病院又は診療所に入院している場合 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第７項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合	（削る）	

２　介護補償は、月を単位として支給するものとする。 （遺族補償） 第１２条　消防団員等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、遺族補償として、当該消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。 （遺族補償年金） 第１３条　遺族補償年金を受けることができる遺族は、消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあっては、消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。 (1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母及び祖父母については、６０歳以上であること。 (2) 子又は孫については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあること。 (3) 兄弟姉妹については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあること又は６０歳以上であること。	（削る） （削る）	

(4) 前３号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態（次条、第１５条及び第１９条において「特定障害状態」という。）にあること。 ２　消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。 ３　遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序（父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。）とする。 第１４条　遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、１年につき当該各号に定める額とする。 (1) １人　補償基礎額に１５３を乗じて得た額（５５歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には、補償基礎額に１７５を乗じて得た額） (2) ２人　補償基礎額に２０１を乗じて得た額 (3) ３人　補償基礎額に２２３を乗じて得た額 (4) ４人以上　補償基礎額に２４５を乗じて得た額 ２　遺族補償年金を受ける権利を有する者が２人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とし、これらの者のうち１人を遺族補償年金の請求及び	（削る）	

受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、それぞれの者が遺族補償年金を請求及び受領をすることができる。 ３　遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。 ４　遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。 (1)　５５歳に達したとき（特定障害状態にあるときを除く。）。 (2)　特定障害状態になり、又はその事情がなくなったとき（５５歳以上であるときを除く。）。 第１５条　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。 (1)　死亡したとき。 (2)　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。 (3)　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。 (4)　離縁によって、死亡した消防団員等との親族関係が終了したとき。	（削る）	

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、１８歳に達した日以後の最初の３月３１日が終了したとき（消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。）。 (6) 特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については消防団員等の死亡の当時６０歳以上であったとき、子又は孫については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるとき、兄弟姉妹については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるか又は消防団員等の死亡の当時６０歳以上であったときを除く。）。 ２　遺族補償年金を受けることができる遺族が、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなるものとする。		
第１６条　遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が１年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは当該同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止するものとする。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。 ２　前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。 ３　第１４条第３項の規定は、第１項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準	（削る）	

用する。この場合において、同条第３項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。 （遺族補償一時金） 第１７条　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、消防団員等の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 配偶者 (2) 消防団員等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 (3) 前２号に掲げる者以外の者で、主として消防団員等の収入によって生計を維持していたもの (4) 第２号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ２　遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順（同項第２号及び第４号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。）とする。 ３　消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する申出により、第１項第３号及び第４号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者に同項第３号及び第４号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を支給する。	（削る）	
第１８条　遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族	（削る）	

がないとき。 (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。 第１９条　遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第２号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。 (1) 第１７条第１項第３号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）　４００倍 (2) 第１７条第１項第３号に該当する者のうち、消防団員等の死亡の当時１８歳未満若しくは５５歳以上の３親等内の親族又は特定障害状態にある３親等内の親族　７００倍 (3) 第１７条第１項第１号、第２号又は第４号に該当する者　１，０００倍 ２　第１４条第２項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。	（削る）	
（遺族からの排除） 第２０条　消防団員等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。 ２　消防団員等の死亡前に、当該消防団員等の死亡によって遺族補償年金	（削る）	

を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。 ３　消防団員等の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該消防団員等の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。 ４　遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。消防団員等の死亡前に、当該消防団員等の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。 ５　遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。 ６　第１５条第１項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。 （葬祭補償） 第２１条　消防団員等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、３１５，０００円に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（削る）	

（特殊公務に従事する消防団員及び支援隊長等の特例） 第２２条　消防団員又は支援隊長等が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第９条第２項、第１０条第３項若しくは第４項又は第１４条第１項の額は、それぞれ当該額に１００分の５０（傷病補償年金のうち、第１級の傷病等級に該当する障害に係るものにあっては１００分の４０、第２級の傷病等級に該当する障害に係るものにあっては１００分の４５、障害補償のうち、第１級の障害等級に該当する障害に係るものにあっては１００分の４０、第２級の障害等級に該当する障害に係るものにあっては１００分の４５）を乗じて得た額を加算した額とし、第１９条第１項の額は、同項本文に規定する額に１００分の５０を乗じて得た額を加算した額（第１８条第２号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。	（削る）	
（損害補償の制限） 第２３条　消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業又は救急業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業又は救急業務	（削る）	

に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。 （年金たる損害補償の額の端数処理） 第２４条　傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げる。 （年金たる損害補償の支給期間等） 第２５条　年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。 ２　年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。 ３　年金たる損害補償は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれその前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても、支給する。 （死亡の推定） 第２６条　行方不明となった消防団員等の生死が３月間分からない場合又は当該消防団員等の死亡が３月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の期間が分からない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該消防団員等が行方不明となった日に、当該消	（削る） （削る） （削る）	

防団員等は、死亡したものと推定する。 （未支給の損害補償） 第２７条　損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の損害補償の支給を請求することができる。 ２　前項の場合において、死亡した者が死亡前にその損害補償を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その損害補償を請求することができる。 ３　前２項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、第１項に規定する順序（遺族補償年金については、第１３条第３項に規定する順序）とする。 ４　第１項又は第２項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が２人以上あるときは、その全額をその１人に支給することができるものとし、この場合において、その１人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。	（削る）	
（年金たる損害補償等の支給額の調整） 第２８条　年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき	（削る）	

年金たる損害補償の内払とみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。 ２　公務、消防作業又は救急業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。 ３　同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。 第２９条　市長は、年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、当該損害補償の支払金の金額を	（削る）

当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。 (1) 年金たる損害補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償 (2) 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金	
（補償の免責及び求償権） 第３０条　市は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責めを免れる。 ２　市は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において損害補償の責めを免れる。 ３　市は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を行ったときは、その価額の限度において、損害補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。	（削る）
第３章　雑則	（削る）
（審査請求） 第３１条　消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによるものであるかどうかの認	（審査請求） 第５条　消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若し

定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して審査請求をすることができる。	くは救急業務に協力したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して審査請求をすることができる。
（報告、出頭等）	（報告、出頭等）
第３２条　（略）	第６条　（略）
（損害補償費の返還要求）	（損害補償費の返還要求）
第３３条　（略）	第７条　（略）
（委任）	（委任）
第３４条　（略）	第８条　（略）
附　則	附　則
（経過措置）	（経過措置）
第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、消防団員等が消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったことにより旧堺市高石市消防組合消防団員等公務災害補償条例（平成１７年堺市高石市消防組合条例第１６号）の規定によりなされた損害補償及びこれに係る手続等については、この条例の相当規定によりなされた損害補償及びこれに係る手続等とみなす。	第２条　この条例の施行の日前に、消防団員等が消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったことにより旧堺市高石市消防組合消防団員等公務災害補償条例（平成１７年堺市高石市消防組合条例第１６号）の規定によりなされた損害補償及びこれに係る手続等については、この条例の相当規定によりなされた損害補償及びこれに係る手続等とみなす。
（障害補償年金差額一時金）	
第４条　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合	（削る）

において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（当該障害補償年金について第２２条の規定が適用された場合にあっては、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に定める額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第１級	補償基礎額に１，３４０を乗じて得た額
第２級	補償基礎額に１，１９０を乗じて得た額
第３級	補償基礎額に１，０５０を乗じて得た額
第４級	補償基礎額に９２０を乗じて得た額
第５級	補償基礎額に７９０を乗じて得た額
第６級	補償基礎額に６７０を乗じて得た額
第７級	補償基礎額に５６０を乗じて得た額

２　障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第１０条第８項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

(1) その者の加重前の障害等級が第７級以上である場合　その者の加重後の障害等級に応じ、それぞれ前項の表の右欄に定める額（加重後の障害が第２２条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に定める額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に定める額（加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の障害等級に応じ、同表の右欄に定める額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）を差し引いた額

(2) その者の加重前の障害等級が第８級以下である場合　その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に定める額（加重後の障害が第２２条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に定める額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第１０条第８項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第１項の規定による金額（加重後の障害が第２２条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重後の障害等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額）で除して得た数を乗じて得た額

３　障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順（当該各号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順とし、父母については、養父母を先に

し、実父母を後にする。）とする。

(1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

４　第１４条第２項の規定は障害補償年金差額一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、第１７条第３項、第２０条第１項及び第２項並びに第２６条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第１４条第２項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第４条第１項」と、第１７条第３項中「第１項第３号及び第４号」とあるのは「附則第４条第３項第２号」と、「同項第３号及び第４号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第２０条第１項中「遺族補償」とあり、同条第２項中「遺族補償年金」とあり、及び第２６条中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

５　障害補償年金差額一時金が支給される場合における第２７条及び第２９条の規定の適用については、第２７条第１項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第３項中「遺族補償年金については、第１３条第３項」とあるのは「遺族補償年金については第１３条第３項、障害補償年金差額一時金については附則第４条第３項後段」と、第２９条

第１号中「又は葬祭補償」とあるのは「、葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」とする。 （障害補償年金前払一時金） 第５条　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。 ２　前項の規定による申出は、障害補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して１年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。 ３　第１項の申出は、同一の事由につき２回以上行うことはできない。 ４　障害補償年金前払一時金の額は、前条第１項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（当該障害補償年金について第１０条第８項の規定が適用された場合にあっては、加重前の障害等級に応じ前条第２項各号に定める額（加重後の障害が第２２条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の１，２００倍、１，０００倍、８００倍、６００倍、４００倍若しくは２００倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第１項の規定による申出が第２項ただし書	（削る）

の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の１，２００倍、１，０００倍、８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

５　障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第１項の規定による申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1)　当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から１年を経過する月以前の各月（第１項の規定による申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額

(2)　当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から１年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に１を加えた数で除して得た額

６　前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して１年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して１年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に１を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。 （遺族補償年金前払一時金） 第６条　当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。 ２　前項の規定による申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合においても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して１年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。 ３　第１項の規定による申出は、同一の事由につき２回以上行うことはできない。 ４　遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の１，０００倍、８００	（削る）	

倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、第１項の申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の１，０００倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

５　遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が２人以上ある場合には、第１項の規定による申出及び前項の規定による選択は、これらの遺族がそのうち１人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。

６　第１４条第２項の規定は、遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、第１４条第２項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第６条第４項」と読み替えるものとする。

７　遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第１項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第１項の規

定による申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ次条第１項の表の右欄に定める年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第１項の規定による申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第１項の規定による申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第３項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から１年を経過する月以前の各月（第１項の規定による申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から１年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に１を加えた数で除して得た額

８　前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して１年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して１年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に１を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。 ９　遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第１８条、第１９条又は第２７条の規定の適用については、第１８条第２号及び第１９条第１項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第２７条第１項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第３項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。 （遺族補償年金の受給資格年齢の特例等） 第７条　次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業に従事	（削る）	

し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの（第１３条第１項第４号に規定する者であって第１５条第１項第６号に該当するに至らないものを除く。）は、第１３条第１項の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第１４条第１項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第７条第１項の規定に基づき遺族補償年金をうけることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第１５条第２項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第１号から第４号までのいずれか」とする。

施行日から当分の間	５５歳以上６０歳未満	６０歳

２　前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第１３条第１項（第１項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順（父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。）とする。

３　第１項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。た

だし、前条第１項から第８項までの規定の適用を妨げるものではない。

４　第１項に規定する遺族に対する第２７条の規定の適用については、同条第３項中「第１３条第３項」とあるのは、「附則第７条第２項」とする。

（他の法律による給付との調整）

第８条　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第２４条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に定める率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げる。

１　傷病補償年金（第２２条に規定する公務上の災害（以下「特殊公務災	厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２４年法律第６３号。以下この表及び次項の表にお	０．７３

（削る）

害」という。）に係るものを除く。）	いて「平成２４年一元化法」という。）附則第４１条第１項の規定による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による障害基礎年金（同法第３０条の４の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第５項の表において「障害基礎年金」という。）	
２　傷病補償年金（特殊公務災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．８２（第１級又は第２級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、０．８１）
３　障害補償年金（特殊公務災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３

4　障害補償年金（特殊公務災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．８２（第１級又は第２級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、０．８１）
5　遺族補償年金（特殊公務災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成２４年一元化法附則第４１条第１項の規定による遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第２８条第１項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	０．８０
6　遺族補償年	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	０．８７

金（特殊公務災害に係るものに限る。）		

2　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第２４条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に定める率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げる。

1　傷病補償年金（特殊公務災害に係るものを除く。）	1　障害厚生年金等	０．８８
	2　障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち障害共済年金、平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付	０．８８

	のうち障害共済年金、平成２４年一元化法附則第７９条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成１３年法律第１０１号）附則第２条第１項第２号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第５項の表において「平成２４年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
２　傷病補償年金（特殊公務災害に係るものに限る。）	１　障害厚生年金等	０．９２（第１級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、０．９１）
	２　障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成２４年一元化	０．９２（第１級の傷病

	法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、０．９１）
３　障害補償年金（特殊公務災害に係るものを除く。）	１　障害厚生年金等	０．８３
	２　障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成２４年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８
４　障害補償年金（特殊公務災害に係るものに限る。）	１　障害厚生年金等	０．８９（第１級又は第２級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、０．８８）
	２　障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成２４年一元化法改正前国共済法等による障害共済年	０．９２（第１級の障害等級に該当

	金が支給される場合を除く。）	する障害に係る障害補償年金にあっては、０．９１）
５　遺族補償年金（特殊公務災害に係るものを除く。）	１　遺族厚生年金等	０．８４
	２　遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成２４年一元化法附則第７９条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成２４年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	０．８８
６　遺族補償年金（特殊公務災害に係るものに限る。）	１　遺族厚生年金等	０．８９
	２　遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成２４年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年	０．９２

	金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	

３　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第２４条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に定める率（当該法律による年金たる給付の数が２である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に定める率を合計して得た率から１を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が２である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げる。

１　傷病補償年金（特殊公務災害に係るものを除く。）	１　国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第６項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	０．７５

	2　国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第６項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	０．７５
	3　国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第６項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	０．８９
2　傷病補償年金（特殊公務災害に係るものに限る。）	1　旧船員保険法による障害年金	０．８３（第１級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、０．８２）
	2　旧厚生年金保険法による障害年金	０．８３（第１級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補

		償年金にあっては、０．８２）
	３　旧国民年金法による障害年金	０．９３（第１級又は第２級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、０．９２）
３　障害補償年金（特殊公務災害に係るものを除く。）	１　旧船員保険法による障害年金	０．７４
	２　旧厚生年金保険法による障害年金	０．７４
	３　旧国民年金法による障害年金	０．８９
４　障害補償年金（特殊公務災害に係るものに限る。）	１　旧船員保険法による障害年金	０．８３（第１級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては０．

		８１、第２級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては０．８２）
	２　旧厚生年金保険法による障害年金	０．８３（第１級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては０．８１、第２級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては０．８２）

	3　旧国民年金法による障害年金	０．９３（第１級又は第２級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、０．９２）
5　遺族補償年金（特殊公務災害に係るものを除く。）	1　国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０
	2　国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０
	3　国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	０．９０
6　遺族補償年金（特殊公務災害に係るものに限る。）	1　国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８７
	2　国民年金等改正法附則第７８条第１	０．８７

	項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
	3　国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	０．９３

４　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)　国民年金法第３０条の４の規定による障害基礎年金

(2)　国民年金等改正法附則第２８条第１項の規定による遺族基礎年金

５　休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第８条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に定める率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が２である場合にあっては、その合計額）を３６５で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８８
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８

６　休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第８条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に定める率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を３６５で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法による障害年金	０．７５
旧厚生年金保険法による障害年金	０．７５
旧国民年金法による障害年金	０．８９

７　児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民

年金等改正法附則第９７条第１項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給する。 (1) 当該年金たる損害補償が消防団員に係るものである場合　児童扶養手当法第１３条の２第１項第１号から第３号まで若しくは第２項第１号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第３条第３項第２号若しくは第１７条第１号（国民年金等改正法附則第９７条第２項において準用する場合を含む。）に定める給付 (2) 当該年金たる損害補償が支援隊長等又は消防作業従事者等に係るものである場合　児童扶養手当法第１３条の２第１項第４号又は第２項第２号に定める給付	
（葬祭補償の額に関する暫定措置） 第９条　当分の間、第２１条の規定による金額が補償基礎額の６０倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該６０倍に相当する額を葬祭補償の額とする。	（削る）
別表（第５条関係）	（削る）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	１３，３４０円	１４，１７０円	１５，０００円
分団長及び副分団長	１１，６７０円	１２，５００円	１３，３４０円
班長及び団員	１０，０００円	１０，８４０円	１１，６７０円

備考

１　事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

２　１の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

＜議案第１２５号　堺市火災予防条例の一部を改正する条例＞

堺市火災予防条例（平成２０年条例第２５号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次	目次
第１章　（略）	第１章　（略）
第２章　火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準等	第２章　火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準等
第１節～第３節　（略）	第１節～第３節　（略）
第４節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第３９条）	第４節　火災に関する警報等の発令中における火の使用の制限等（第３９条・第３９条の２）
第３章～第８章　（略）	第３章～第８章　（略）
附則	附則
第２章　火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準等	第２章　火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準等
第２節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準	第２節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準
（液体燃料を使用する器具）	（液体燃料を使用する器具）
第２７条　１・２　（略）	第２７条　１・２　（略）
	３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理しなければならない。
（追加）	
（固体燃料を使用する器具）	（固体燃料を使用する器具）

第２８条　１・２　（略）	第２８条　１・２　（略）
（追加）	３　固体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。
（気体燃料を使用する器具）	（気体燃料を使用する器具）
第２９条　１・２　（略）	第２９条　１・２　（略）
（追加）	３　気体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。
（電気を熱源とする器具）	（電気を熱源とする器具）
第３０条　１・２　（略）	第３０条　１・２　（略）
（追加）	３　電気を熱源とする調理に用いる器具にあっては、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。
第４節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限	第４節　火災に関する警報等の発令中における火の使用の制限等
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第３９条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。	第３９条　火災に関する警報（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大きいと認められる森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の５に基づく堺市森林整備計画の対象区域において喫煙をしないこと。	(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大きいと認められる森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１０条の５の規定に基づく市町村森林整備計画の対象区域において喫煙をしないこと。

(6)　(略)	(6)　(略)
(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。	
(追加)	(削る)
	(林野火災に関する注意報)
	第３９条の２　消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。
	２　前項の規定による注意報が発せられたときは、消防長が林野火災の発生の危険性を勘案して指定する区域内に在る者は、注意報が解除されるまでの間、前条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
第３章　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等	第３章　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
(住宅用防災機器)	(住宅用防災機器)
第４０条　(略)	第４０条　(略)

＜議案第１２６号　堺市消防手数料条例の一部を改正する条例＞

堺市消防手数料条例（平成２０年条例第３５号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>別表第４（第２条関係）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料
<table>
<tr><th>手数料を納付すべき者</th><th>区分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>７　液石法第３７条の３第１項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査を受けようとする者</td><td>液石法第３７条の３第１項の規定に基づく液石法第３６条第１項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</td><td>１件　３１，０００円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第２０条第１項若しくは第３項又は同法第３９条の２２第１項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第８条第１号の技術上の基準に適合し</td></tr>
</table></td><td>別表第４（第２条関係）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料
<table>
<tr><th>手数料を納付すべき者</th><th>区分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>７　液石法第３７条の３第１項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査を受けようとする者</td><td>液石法第３７条の３第１項の規定に基づく液石法第３６条第１項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</td><td>１件　３１，０００円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第２０条第１項若しくは第３項又は同法第３９条の１１第１項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第８条第１号の技術上の基準に適合し</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		ていると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と５，８００円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	（略）	
（略）		

		ていると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と５，８００円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	（略）	
（略）		

＜議案第１２７号　堺市下水道条例の一部を改正する条例＞

堺市下水道条例（昭和３７年条例第６号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（用語の定義） 第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(11)　（略） (12) 合流区域　合流式の公共下水道が整備され、法第９条第１項の規定によりその排除方法が合流式として公示された区域をいう。 (13) 分流区域　分流式の公共下水道が整備され、法第９条第１項の規定によりその排除方法が分流式として公示された区域をいう。 (14)～(20)　（略） （公共下水道の構造の技術上の基準） 第９条の２　法第７条第２項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第９条の６までに定めるところによる。	（用語の定義） 第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(11)　（略） (12) 合流区域　合流式の公共下水道が整備され、法第９条第１項の規定によりその排除方法が合流式として公示された区域（法第９条の２第４項の規定により公示された区域を除く。）をいう。 (13) 分流区域　分流式の公共下水道が整備され、法第９条第１項の規定によりその排除方法が分流式として公示された区域（法第９条の２第４項の規定により公示された区域を除く。）をいう。 (14)～(20)　（略） （公共下水道の構造の技術上の基準） 第９条の２　法第７条第３項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第９条の６までに定めるところによる。

＜議案第１２８号　堺市立学校設置条例の一部を改正する条例＞

堺市立学校設置条例（昭和３９年条例第２８号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
１～４　（略）
５　特別支援学校
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>堺市立百舌鳥支援学校</td><td>堺市北区百舌鳥西之町１丁</td></tr>
<tr><td>堺市立百舌鳥支援学校旭分校</td><td>堺市堺区大仙中町</td></tr>
<tr><td>堺市立百舌鳥支援学校宮園分校</td><td>堺市中区宮園町</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
１～４　（略）
５　特別支援学校
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>堺市立百舌鳥支援学校</td><td>堺市北区百舌鳥西之町１丁</td></tr>
<tr><td colspan="2">（削る）</td></tr>
<tr><td>堺市立百舌鳥支援学校宮園分校</td><td>堺市中区宮園町</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

令和８年第５回市議会（定例会）
議 案（条例関係）新 旧 対 照 表

（付議案件綴及び同説明資料綴　その１）

令和８年11月　　発　行

編集・発行　堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町３番１号
Tel 072-233-1101
ＵＲＬ　https://www.city.sakai.lg.jp/

配架資料番号
1-B2-26-0065